

遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会報告（案）について

問題点の指摘

1 カルタヘナ法だけでは不十分

- (1) 自治体への情報提供の規定がない
(国から自治体への情報提供もない)
- (2) 生物多様性影響評価は行われているが、同種の一般農作物への交雑が考慮されていない。
(一般農作物への生産販売面での影響あり)

2 国が果たすべき責務が不十分

- (1) 試験研究が不十分
(一般農地での周辺農作物への交雑程度など周辺環境への長期的影響評価が不十分)
- (2) 縦割り行政の弊害
(事前情報提供や交雑防止措置などを定めた農水省所管の試験研究施設での実験指針「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」が文科省所管の実験に生かされていない)

3 国民の研究者への不信感

【参考】

第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針：

事前情報提供や交雑防止措置などを定めた農水省所管の試験研究施設での実験指針

国への要望

一般農作物との交雑など周辺環境への影響の試験研究の充実
(平成15年度後期から継続要望)

基本的スタンス

1 視点

- ①研究開発は将来にわたって必要であり、慎重に実施
- ②生態系リスクの問題もあるが、特に同種農作物への交雫が問題
- ③閉鎖系（第2種）の試験研究は対象外
(農作物への交雫の恐れが極めて少ない)

2 対応

- (1) 交雫・混入防止
 - ①試験研究（隔離ほ場）への対応と商用栽培（一般ほ場）への対応との区分必要
 - ②交雫に関する品種特性（交雫の容易さ）の考慮
 - ③生産段階での混入防止措置
- (2) 情報公開
 - ①都民への情報公開が重要なポイント
 - ②都民の関心を高め認識を深める努力必要
- (3) その他
交雫等に伴う農家の経済的な被害への対応という視点をもつ必要

流通段階における混入・表示については別途

都への提案

留意点

安全・安心の観点に立った「特別栽培農産物認証制度」など都の農業振興施策との整合性が必要
以下の事項につきガイドライン等を作成

1 短期的対応

- (1) 隔離ほ場（第1種）における試験研究栽培
 - ①研究施設の特定
 - ②「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠するよう指導
- (2) 一般ほ場における栽培
 - ①一律禁止ではなく、地域住民の理解、交雫・混入防止措置、補償等記載した栽培計画書の都への事前個別協議
 - ②食用作物へ交雫可能性あるものは慎重に

2 都における情報公開と市民参加

情報公開と市民参加の手法（ルール）を確立

3 中長期的対応

- ①科学的検証システム等「共存」施策検討
- ②地域農業者が自主的に取り組むGMフリーゾーンの手法について情報提供
- ③リスクコミュニケーションの推進
- ④対応策の隨時見直し

4 国への要望

経済的被害への対応（例えば、調査、除去・処分、損失補償等）の考え方を追加する等、ガイドラインの充実

国への要望

都の指導指針